

公益社団法人 長崎県宅地建物取引業協会

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、公益社団法人長崎県宅地建物取引業協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を長崎県長崎市に置く。

2 本会は、理事会の議決を経て必要な地に支部事務所を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、会員の指導及び連絡に関する業務その他の業務として、公正かつ自由な宅地建物取引にかかる経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業、宅地建物取引業の健全な運営の確保に資することを目的とする事業、地域社会の健全な発展を目的とする事業及び一般消費者の利益の擁護または、増進を目的とする事業を行い、宅地建物取引業の適正な運営を確保するとともに、宅地建物取引業の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 宅地建物取引の知識の普及啓発及び宅地建物取引業者の情報提供に関する事業
- (2) 宅地建物取引業法に基づく法令遵守指導及び連絡に関する事業及び宅地建物取引の専門的知識能力向上にかかわる教育研修に関する事業
- (3) 宅地建物取引業法に基づく宅地建物の流通の円滑化にかかわる指定流通機構への協力及び不動産流通機構情報提供システムの運用に関する事業
- (4) 宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引士の資質の向上その他人材育成に関する事業
- (5) 宅地建物取引業の適正な取引を推進し、消費者保護を図るための、相談事業及び自主規制等に関する事業
- (6) 宅地建物取引業に関する調査研究及び研究支援並びに出版物の刊行
- (7) 環境対策、地域緑化推進、防犯対策その他地域社会の健全な発展に貢献する事業
- (8) 国及び地方公共団体並びに関係諸団体等と連携協力して実施する事業
- (9) 宅地建物取引業者及びその従業者の業務支援及び福利厚生に関する事業
- (10) 不動産会館管理、施設等の貸与に関する事業
- (11) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、主に長崎県内において実施する。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 本会は、次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 宅地建物取引業法により免許を受けた長崎県内に主たる事務所を有する宅地建物取引業者であって、本会の目的に賛同して入会した個人または、法人。
- (2) 準会員 正会員が長崎県内に設置した従たる事務所の責任者、または、他の都道府県に主たる事務所を有する宅地建物取引業者が長崎県内に設置した従たる事務所の責任者。

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という）上の社員とする。

(入 会)

第6条 本会の会員になろうとするものは、理事会の定めるところにより申し込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金)

第7条 本会の会員は、本会の経費として、総会において定める入会金を会員となろうとするときに支払わなければならない。

(会 費)

第8条 本会の会員は、本会の経費として、総会において定める会費を毎年納付しなければならない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議により、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、または、目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の会費の支払義務を1年以上履行しなかったとき
- (2) 総正会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡、または、団体が解散したとき

(4) 第5条第1項に規定する会員資格を失ったとき

第4章 組織

(支部)

第12条 本会は、組織全体の事業及び運営を円滑にするため、支部を置く。

2 支部の組織及び運営について必要な事項は、別に施行規則で定める。

(常務理事会及び専門委員会等)

第13条 本会の業務活動を円滑にするために常務理事会及び専門委員会を置き、特別委員会は必要に応じて置くことができる。

2 常務理事会及び専門委員会、特別委員会の組織及び運営について必要な事項は、別に施行規則で定める。

第5章 総会

(構成)

第14条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第15条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任または、解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令または、この定款に定められた事項

(開催)

第16条 総会は、定時総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の事由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 総会の議長は、当該総会において出席正会員の中から選任し、会長の指名する者がこれに

当る。

(議決権)

第 19 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決 議)

第 20 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(委 任)

第 21 条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前条の規定の適用については、出席したものと見なす。

(議事録)

第 22 条 総会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び総会において選任された議事録署名人 2 名以上の者は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 役員等

(役員の設定)

第 23 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 10 名以上 20 名以内
 - (2) 監事 4 名以内
- 2 理事のうち 1 名を会長とし、3 名以内を副会長、1 名を専務理事及び 5 名以内を常務理事とすることができる。
- 3 前項の会長をもって一般社団・財団法人法第 91 条第 1 項第 1 号に規定する代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事を同法第 91 条第 1 項第 2 号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 24 条 理事及び監事は、正会員の中から総会の決議によって選任する。ただし、監事のうち 1 名は会員以外の学識経験者の中から選任することができる。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は理事の中から理事会の決議によって選定する。
- 3 監事は、本会の理事または、使用人を兼ねることができない。

- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者または、三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事または使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

- 第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、業務を執行する。
 - 4 専務理事は、会長、副会長を補佐し、業務を執行する。
 - 5 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐し、業務を執行する。
 - 6 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第27条 理事または、監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。
- 2 補欠により選任された理事または、監事の任期は、前任者または、現任者の任期の満了するときまでとする。
 - 3 理事または、監事は、第23条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または、辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または、監事として権利義務を有する。

(退任)

- 第28条 役員は、退任しようとするときは、会長に届けなければならない。

(役員解任等)

- 第29条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。
- 2 理事及び監事は、第5条第1項に規定する会員資格を失ったときは、その資格を喪失する。

(報酬等)

- 第30条 理事及び監事には、その職務執行の対価として、総会において定める総額の範囲内で、報酬等を支給することができる。
- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める役員の報酬及び費用等に関する規程による。

(役員等の責任軽減)

第31条 本会は一般社団・財団法人法第114条第1項の規定により、理事会の決議によって、役員等の同法第111条第1項の損害賠償責任について、賠償責任額から法人法第113条第1項第2号に掲げる額（以下「最低責任限度額」という）を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 本会は、一般社団・財団法人法第115条第1項の規定により、外部役員等との間に、同法第11条第1項の損害賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金一百万円以上で、あらかじめ定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第7章 理事会

(構成)

第32条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事、常務理事の選定及び解職

(招集)

第34条 理事会は会長が招集する。

2 会長が欠けたときまたは、事故あるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第38条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第41条 会長は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第9章 定款変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 43 条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 44 条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合または、合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日または、当該合併の日から 1 ヶ月以内に認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人または、長崎県に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 45 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人または、長崎県に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 46 条 本会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 11 章 事務局

(事務局)

第 47 条 本会に、本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

第 12 章 雑 則

(施行規則及び諸規程)

第 48 条 この定款の施行について必要な規則及び諸規程は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という）第 106 条第 1 項に定める公益法人設立の登記の日から施行する。
2. 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記及び公益法人の設立の登記を行ったときは、第 38 条の規定にかかわらず解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
3. 本会の最初の会長は新井成光とする。

4. 平成 28 年 5 月 25 日 一部改正 同日施行

記録保存